

金沢港周辺（金石・大野地区）の未利用観光資源活用可能性調査 業務委託仕様書

1. 業務名

金沢港周辺（金石・大野地区）の未利用観光資源活用可能性調査業務委託

2. 業務の目的

金沢港周辺の金石・大野地区は、北前船によって育まれた港町文化や歴史的街並み、醤油をはじめとする発酵食文化など、多様な地域資源を有しており、金沢市中心部とは異なる魅力を有するエリアとして、その面的な利活用による回遊性の向上や、食文化などの地域資源を核とした新たな拠点の形成が期待されている。

また、石川県では、現在策定中の「石川県地域産業クラスター計画」において、「食文化・観光」を重点分野の一つに位置付けるとともに、令和8年10月に発出した「いしかわ食文化振興行動宣言」では、地域固有の食文化を活かした地域活性化や新たな価値創造を目指すこととしている。

本業務は、こうした方針を踏まえ、金石・大野地区における未利用観光資源を発掘・整理するとともに、その活用可能性を調査・分析し、面的な利活用や回遊性の向上に向けた方向性を検討するものである。

3. 契約期間

契約締結日から令和9年2月15日(月)まで

4. 対象区域

金沢市 金石・大野地区

5. 業務内容

受託者は、委託者と協議の上、次に掲げる業務を実施するものとする。

① 既存観光資源の現況把握

- 地域固有の観光資源及び既存の観光施設等について調査を行い、利用状況、特徴、課題、周辺資源との連携状況等を整理すること。

② 未利用観光資源の発掘・整理

- 地区内の空き家、空き店舗、倉庫、作業場その他活用可能な物件等の調査を行い、現状や特性等を整理すること。
- 地元住民や事業者等へのヒアリング調査を実施すること。
- ※ 調査対象の選定方法や調査手法、実施体制を含む具体的な進め方について提案すること。

③ 未利用観光資源のコンテンツ化・事業化可能性の調査・分析

- ②で整理した物件等について、その活用可能性を調査・分析し、コンテンツ化

及び事業化に向けた方向性を検討すること。なお、調査・分析にあたっては、少なくとも以下の観点を含むものとする。

- ・既存の観光資源との連携による面的活用及び回遊性の向上方策の検討
- ・食文化などの地域資源を核とした新たな拠点形成の可能性の検討

※ 上記のほか、本業務の目的達成に資すると考えられる調査・分析の観点や具体的な内容・手法について提案すること。

④ 未利用観光資源の可視化及び利活用の方向性案の取りまとめ

➤ ①から③までの調査・分析結果を踏まえ、未利用観光資源の可視化及び利活用の方向性を整理すること。成果物として、以下を作成すること。

- ・既存観光資源及び未利用観光資源の位置関係や連携可能性を可視化した観光資源マップ
- ・未利用観光資源台帳
- ・未利用観光資源の利活用に向けた方向性案
(エリアコンセプトやエリア計画案等)

※ 各成果物については、掲載項目など具体的なイメージを提案すること。

⑤ 未利用観光資源の活用に向けた地元との関係構築

➤ 未利用観光資源の利活用に向けた機運醸成及び関係構築のため、地元住民、事業者その他関係者とのワークショップ等を実施すること。

※ 実施手法や参加者の選定方法など具体的な進め方を提案すること。

⑥ その他

- 類似事例及び先進事例の調査・分析を行うこと。
- 業務遂行上必要な打合せ及び協議に出席し、必要な資料及び議事録を作成すること。
- その他、本業務の実施に必要な調査、分析及び支援を行うこと。

※ 本業務の効果を高めるために有効と考えられる追加提案がある場合は、その内容を提案すること。

6. 業務の進め方

- (1) 本業務の実施にあたり、受託者は全体のスケジュールを管理し、委託者に対し、適時進捗を報告するほか、必要に応じて委託者と打合せを行うこと。
- (2) 受託者は、委託者から業務の進捗状況を把握するために資料等を要求された場合は、速やかに提出すること。また、地元の関係者との打合せ等がある場合には、必要な資料を作成・提供するとともに、必要に応じて出席すること。
- (3) 受託者は、本業務の全部又は主たる部分を第三者に委託又は請け負わせることはできない。ただし、予め委託者の書面による承認を受けた時はこの限りではない。
- (4) 本仕様書に定めのない事項については、委託者の指示を受けて対応すること。

7. 委託費用

- (1) 予算上限額：7,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む）
- (2) 支払方法：精算払（受託者から成果品の提出を受け、金額が確定した後）

8. 成果品及び納品時期

提出物	数 量	備 考
業務報告書	1 部	A4 版縦で簡易製本とし、写真等は適宜カラー印刷とする
電子データ	1 部	「業務報告書」の電子データを DVD 等の電磁的記録媒体で提出
提出期限	令和 9 年 2 月 15 日（月）	

9. 著作権の帰属

この契約により作成される成果物の著作権等の取扱いは、以下に定めるところによる。

- (1) 成果物の著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。）は、委託者に無償で譲渡するものとする。
- (2) 委託者は、著作権法第 20 条第 2 項第 3 号又は第 4 号に該当しない場合においても、本業務目的の範囲内において、仕様書等で指定する物件を改変することができるものとする。
- (3) 納入される成果品について、第三者が権利を有する著作権が含まれる場合には、受託者は、当該既存著作権等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続きを行うこと。
- (4) 受託者は、委託者の事前の同意を得なければ、著作権法第 18 条及び第 19 条を行使することができないものとする。

10. 貸与資料

委託料が保有する行政資料について、業務遂行上必要であれば、受託者に貸与することができるものとする。

受託者は、委託者の指示に従い、借用書を委託者に提出の上、資料の貸与を受けるものとし、本業務の完了後は、速やかに借用した資料を返還しなければならない。

11. 秘密の厳守等

受託者は、本業務実施中に生じる全ての成果物を、委託者の許可なく他に公表及び貸与してはならない。また、本業務中に知り得た事項を他に漏らしてはならない。

委託者より貸与された資料及び成果品については、受託者は破損、紛失のないように、取扱いには十分注意するものとする。

12. 補足

本仕様書に疑義のある場合、並びに定めのない事項については、委託者と受託者が協議の上、決定するものとする。